平成２４年（フ）第８９０号
札幌市北区屯田７条10丁目３番10号　ハイツはまなすＡ―102号
債務者　吉田　亜紀（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９２号
札幌市西区発寒３条４丁目２番８号
債務者　佐藤　法惠
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１５号
札幌市東区東苗穂12条３丁目22番５号　ホワイト札苗２号
債務者　齋藤　　忠
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８２号
札幌市清田区里塚１条４丁目12番３号　プリムロードⅠ―202号
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９７号
札幌市東区北42条東１丁目２番33号　コーポ南谷２階７号
債務者　源野　節朗
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２４号
札幌市白石区川下577番地８
債務者　岡田　孝一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２号
群馬県高崎市鼻高町47番地５　市住Ｊ棟45号
債務者　青山　卓矢
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１２３号
群馬県高崎市下小塙町1446番地１
債務者　善如寺真実子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３５号
群馬県高崎市上並榎町720番地　浅見アパート３号
債務者　浅香　広美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字福来150番地41
債務者　早川　　江
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
高知市福井町1715番地35
債務者　小川　尚一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２８号
長崎県長崎市青山町361番地13
債務者　平松　和子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
長崎県長崎市青山町261番地１
債務者　川崎　憲一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野２丁目８番地13―102号
債務者　芳川　宜明
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
福島県伊達市月舘町御代田字川原16番地20
債務者　阿部　愛子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
福島市吉倉字柳田13番地の１　ミニアムピースⅡ202号室、従前の住所福島市仁井田字谷地南72番地の３
債務者　三浦　春子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
福島県会津若松市大塚２丁目９番23号　ニューさくらコーポ202号、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字東原1236番地４　グランパイースト102
債務者　長澤　広行
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係